

「医療法人等に係る所得金額の計算書」 の記載の手引き

○ 「医療法人等に係る所得金額の計算書」は、以下の法人が法人事業税の確定申告書及びこれに係る修正申告書を鹿児島県に提出する場合に添付してください。

- (1) 医療法人
- (2) 医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会（特定農業協同組合連合会を除く。）
- (3) 公益法人等で医療事業を行うもの

(注) 法人税の申告において、租税特別措置法第67条第1項の規定（社会保険診療報酬の所得計算の特例）の適用を受ける医療法人（以下「租特法適用法人」といいます。）は、「医療法人等に係る所得金額の計算書」を提出する必要はありません。

〔参考〕医療法人等が申告書に添付すべき書類について

- ① 「確定申告書」（「修正申告書」）（第6号様式）
- ② 「利子割額の控除・還付に関する明細書」（第6号様式別表4の4）
- ③ 「利子割額の都道府県別明細書」（第9号の2様式）
- ④ 「課税標準の分割に関する明細書」（第10号様式）（分割法人の場合のみです。）
- ⑤ 「所得金額に関する計算書」（第6号様式別表5）
- ⑥ 「医療法人等に係る所得金額の計算書」（租特法適用法人を除きます。）
- ⑦ 「所得の金額の計算に関する明細書」（法人税申告書別表4）
- ⑧ 「社会保険診療報酬に係る損金算入 … に関する明細書」（法人税申告書別表10(7))
(租特法適用法人の場合のみです。)
- ⑨ 「欠損金額等の控除明細書」（第6号様式別表9）（繰越欠損金がある場合のみです。）
- ⑩ 決算書（貸借対照表・損益計算書）
- ⑪ その他明細書等（その他の事業の所得金額の内訳書、あん分計算の資料、土地譲渡益等の内訳書等）

鹿児島県

1 計算書の上段部分の記載方法

<p>総所得金額 (1)欄</p>	<p>「所得金額に関する計算書」(第6号様式別表5)(以下「第6号様式別表5」といいます。)の「再仮計⑩」欄の金額を記載してください。 なお、当該金額が欠損金額である場合は、当該金額に△印を付して記載してください(その他の所得金額の欄についても同様です)。</p>
<p>医療事業に係る所得金額 (2)欄</p>	<p>次の「その他の事業に係る所得金額(3)」欄及び「土地譲渡益等(4)」欄に記載すべき金額がある場合は、「総所得金額(1)」欄から(3)欄及び(4)欄の金額を控除して算出した金額を記載してください。</p>
<p>その他の事業に係る所得金額 (3)欄</p>	<p>① 医療事業とその他の事業とを併せて行っている場合、次の点に留意して記載してください。</p> <p>(a) 医療事業とその他の事業に係る収入金額・経費を区分して経理している場合区分経理されたそれぞれの事業ごとの所得金額(又は欠損金額)を(2)欄及び(3)欄に記載してください。 なお、区分が困難な共通経費がある場合は、共通経費を最も妥当と認められる基準(それぞれの事業ごとの売上総利益、収入金額、専属経費など)であん分して、それぞれの事業ごとの経費を算出し、所得金額(又は欠損金額)を算出してください。</p> <p style="text-align: center;">〔例〕医療事業に係る経費 = 医療事業に係る専属経費 + 共通経費 × $\frac{\text{医療事業の売上総利益}}{\text{売上総利益}}$</p> <p>(b) (a)以外の場合 総所得金額を、最も妥当と認められる基準(それぞれの事業の売上総利益、収入金額、専属経費など)であん分して、それぞれの事業に係る所得金額(又は欠損金額)を算出し、(2)欄及び(3)欄に記載してください。</p> <p style="text-align: center;">〔例〕医療事業に係る所得金額(2) = 総所得金額(1) × $\frac{\text{医療事業の売上総利益}}{\text{売上総利益}}$</p> <p style="text-align: center;">その他の事業に係る所得金額(3) = 総所得金額(1) - 医療事業に係る所得金額(2)</p> <p>② この欄への計上がある場合は、当該所得金額の内訳書(及び①のあん分計算をしている場合はその計算内容がわかる資料)を添付してください。</p> <p>(注) その他の事業が軽微な場合 その他の事業が社会通念上独立した事業部門と認められない程度の軽微なもので、医療事業の附帯事業として行われていると認められる場合は、その他の事業に係る収入金額を「計算の基礎とする収入金額の計算」の「その他の事業に係る収入金額(ウ)」欄に記載してください。 なお、「軽微なもの」の判定についてはその実態に即しますが、一般にその他の事業に係る収入金額が医療事業に係る収入金額の10分の1以下であり、かつ、事業の経営規模の比較において他の同種の事業と均衡を失しないものは、「軽微なもの」に該当するものとして取り扱います。</p>
<p>土地譲渡益等 (4)欄</p>	<p>① 総所得金額の計算上、益金又は損金の額として計算した「土地譲渡益等」がある場合は、次の算式により「土地譲渡益等(4)」の金額を算定してください。 土地譲渡益等(4) = 譲渡等収入 - (取得費 + 譲渡費用)</p> <p>② 上記算式によらず、租税特別措置法の土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の計算の例により土地の譲渡等に係る所得等を算定した場合は、当該金額を土地譲渡益等の金額とします。</p> <p>③ 贈与、寄附等による収入金額については、軽微なものを除き、土地譲渡益等と同様の取扱いとします。</p> <p>④ 法人税法及び租税特別措置法の規定に基づき損金の額に算入した部分の金額(圧縮損等)は、土地譲渡益等の計算上損金に計上します。</p> <p>⑤ この欄への計上がある場合は、土地譲渡益等の内訳書を添付してください。</p>

社会保険分の所得額の計算	計算の基礎とする収入金額	(5)欄	下段部分「社会保険診療分の収入金額(ア)」欄の金額を移記してください。
		(6)欄	下段部分「医療事業に係る収入金額(エ)」欄の金額を移記してください。
	社会保険分の所得金額	(7)欄	<p>① 次の算式により算定してください。</p> <p>(a) 医療事業のみを行っている場合</p> $\text{社会保険診療分の所得金額(7)} = \text{総所得金額(1)} \times \frac{\text{社会保険診療分の収入金額(5)}}{\text{医療事業に係る収入金額(6)}}$ <p>(b) その他の事業を行っている場合・土地譲渡益等がある場合</p> $\text{社会保険診療分の所得金額(7)} = \text{医療事業に係る所得金額(2)} \times \frac{\text{社会保険診療分の収入金額(5)}}{\text{医療事業に係る収入金額(6)}}$ <p>なお、計算結果に1円未満の端数を生じた場合は、これを切り上げ(欠損金額の場合は切り捨て)てください。</p> <p>② 算定した(7)欄の金額は、第6号様式別表5の「社会保険等に係る医療の所得②」欄に移記してください。</p>
課税所得金額の計算	(8)欄	「総所得金額(1)」欄 - 「社会保険診療分の所得金額(7)」欄の金額を記載してください。	
		(9)欄	<p>① 前9年以内の繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額を記載してください。(会社更生法等による債務免除益があった場合の欠損金の当期控除額を含みません。)</p> <p>② なお、医療法人等に係る法人事業税においては、社会保険診療分の所得金額が課税標準から除外されるのと同様に、社会保険診療分の欠損金も繰越控除の対象から除外されるものであり、この欄において控除される欠損金額は、法人税において繰越控除される欠損金額とは通常異なるものであることに注意が必要です。</p> <p>③ この欄への計上がある場合は、第6号様式別表9を添付してください。</p>
		(10)欄	<p>① 「当期分の所得金額(8)」欄 - 「前9年以内の繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額(9)」欄の金額を記載してください。</p> <p>② 算定した(10)欄の金額は、第6号様式別表5の「所得金額再差引計⑦」欄に移記してください。</p>

2 計算書の下段部分「計算の基礎とする収入金額の計算」の記載方法

社会保険診療分の収入金額 小計	(ア)欄	地方税法第72条の23第1項ただし書（法人の事業税の課税標準の算定方法の特例）の社会保険関係法律等の規定に基づく医療等の給付について収入計上した次の金額の総額を記載してください。 （各社会保険関係法律等ごとの内訳は記載してもしなくても構いません。） (a) 保険者からの収入金額 査定差益は、収入金額に加算又は減算してください。 (b) 被保険者が負担する一部負担金（家族療養費、入院時食事療養費、訪問看護療養費などに相当する分を含みます。） (c) 各社会保険関係法律等に係る医療費について、被保険者（医療費助成対象者を含む。）に代わって県等が支払った金額 なお、各社会保険関係法律等に基づく医療費でないもの及び利子補給金・事務取扱手数料等はその他の収入金額となります。
その他の分の収入金額 小計	(イ)欄	① 当期分の総収入金額（医療事業収入、営業外収益及び特別利益など。その他の事業に係る収入金額や、土地譲渡損益等に係る収入金額は除きます。）のうち、社会保険診療分の収入金額以外の収入金額の総額を記載してください。 （各項目ごとの内訳は記載してもしなくても構いません。） なお、利子等及び配当等の収入は、所得税額、利子割額を含んだ金額（所得税額、利子割額を控除する前の金額）を記載してください。 ② ただし、以下のような収入は、「その他の分の収入金額」にも含みません。 （総収入金額に含みません。） (a) 利子等及び配当等の収入のうち、法人税法第23条（受取配当等の益金不算入）の規定により益金に算入されない部分の金額 (b) 各種引当金及び準備金の益金算入額等経費の戻入に相当する収入 (c) 従業員の福利厚生としての経費に充てるため従業員から徴収している収入 （例）従業員の社宅・寮等の使用料収入及び食事代収入 従業員のために設けた保育施設の利用料金 (d) 一度経費として支出した後、当該経費が過大であるため払い戻されたことによる収入 （例）租税の還付金（還付加算金はその他の収入に含めます。） 償却資産の売却収入金額等（ただし、取得価額を超えた部分は、その他の収入に含めます。）
その他の事業に係る収入金額 小計	(ウ)欄	その他の事業が軽微であり、その他の事業に係る所得金額を医療事業の所得金額と区分せずにこの計算書で計算する場合（1の「(3)」欄の箇所参照）は、その他の事業に係る売上又は収入金額をここに記載してください。
その他の留意事項		① 法人税申告書別表4で加算又は減算した収入金額は、損益計算書の各科目ごとの計上方法に従い、収入金額にそれぞれ加算又は減算してください。 なお、法人税の修正申告又は更正・決定による加算又は減算された収入金額についても同様に計算してください。 ② 「社会保険診療分の収入金額」に含めるもの、「その他の分の収入金額」に含めるもの及び「その他の分の収入にも含めないもの」については、5～8ページの一覧表も参照してください。

3 収入金額の区分について（一覧表）

収入科目	総収入金額		その他の分の収入金額にも含めないもの (C) ↓ 計算書には記入不要です	別計算 (D) ↓ 計算書の(3)欄 又は(4)欄に記入します
	社会保険診療分の収入金額 (A) ↓ 計算書の(ア)欄に記入します	その他の分の収入金額 (B) ↓ 計算書の(イ)欄に記入します		
(1) 社会保険分の医療収入	○ 注1			
(2) 介護保険収入 生活保護法に規定する介護 扶助に係る収入	○ 注2	○ 注3		
(3) 窓口現金収入	○ (社会保険診療分)	○ (社会保険診療分以外)		
(4) 家族療養費	○ 注4			
(5) 公費負担分	○ (社会保険診療分)	○ (社会保険診療分以外)		
(6) 保険等査定増減	○ (社会保険診療分)	○ (社会保険診療分以外)		
(7) 公害診療収入	○ (非公害医療機関分)	○ (公害医療機関分)		
(8) 労働者災害補償保険法の医療収入		○		
(9) 自費診療収入		○		
(10) 自動車損害賠償責任保険の医 療収入，公務災害診療収入等		○		
(11) 入院料，ベット代差額収入		○		
(12) 健康診断，予防接種等受託 医療収入		○		
(13) 医療相談収入		○		
(14) 利子補給金・事務取扱手数料等		○		
(15) 患者，付添人食事代収入		○		
(16) 健康診断等証明収入		○		
(17) 生產品等販売収入		○		
(18) 受託技工，検査料等収入		○		
(19) 嘱託収入		○		
(20) 利子等及び配当等収入		○ 注5		
(21) 電話，電気，ガス，テレビ， 寝具等使用料収入		○		
(22) 患者からの水道光熱水費等 負担金		○ (実費超過分)	○ (実費分)	
(23) 不用品売却収入		○		
(24) 従業員の社宅・寮等の使用 料収入		○ (実費超過分・役員分)	○ (従業員実費分)	
(25) 従業員からの食事代収入			○	
(26) 従業員からの保育料収入			○	
(27) 自動販売機収入		○		
(28) パブリック・おむつ等販売収入		○		
(29) 印紙等販売収入		○	○ (販売差益の生じないもの)	
(30) 販売手数料		○		

収入科目	総収入金額		その他の分の 収入金額にも 含まないもの (C) ↓ 計算書には記入 不要です	別計算 (D) ↓ 計算書の(3)欄 又は(4)欄に記 入します
	社会保険診療 分の収入金額 (A) ↓ 計算書の(ア)欄 に記入します	その他の分の 収入金額 (B) ↓ 計算書の(イ)欄 に記入します		
(31) 各種補助金・委託料		○ 注6	○ 注7	
(32) 予防接種補助金・委託料		○		
(33) 救急医療協力金		○		
(34) 救急診療委託料		○		
(35) 休日準夜診療委託料		○		
(36) 各種(旅行・忘年会)協賛金		○		
(37) 各種祝金・協力金等		○		
(38) 企業年金払戻金			○	
(39) 債務免除益			○	
(40) 現金過不足			○	
(41) 益金の額に算入した仕入割戻額			○	
(42) 保険解約・満期返戻金			○	
(43) 保険等の配当金		○		
(44) 生命保険金・損害保険金		○	○ 注8 (支払相当額と相殺されたもの 又は圧縮損等により収益反映 しないもの)	
(45) 償却資産売却益		○ (取得価格を超える部分)	○	
(46) 施設等利用料		○		
(47) 各種引当金及び準備金の繰戻額			○	
(48) 消費税・地方消費税			○ 注9	
(49) 租税の還付金			○	
(50) 租税の還付加算金		○		
(51) 看護学院収入		○ (区分経理できないもの)		○ (3)欄
(52) その他の事業に係る所得		○ (軽微なもの)		○ (3)欄
(53) 土地譲渡益等				○ (4)欄
(54) 贈与・寄付金・受贈益		○ (軽微なもの)		○ (4)欄
(55) 有価証券売却益		○		○ (4)欄 (事業と認められるもの)

(注1)「社会保険分の医療収入」とは、具体的には以下に掲げる医療等に係る収入をいいます(地方税法第72条の23第2項第1号～第3号・第5号)。

- ① 健康保険法, 国民健康保険法, 高齢者の医療の確保に関する法律, 船員保険法, 国家公務員共済組合法, 防衛省の職員の給与等に関する法律, 地方公務員等共済組合法, 私立学校教職員共済法, 戦傷病者特別援護法, 母子保健法, 児童福祉法, 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定に基づく療養の給付, 更生医療の給付, 養育医療の給付, 療育の給付, 医療の給付
- ② 生活保護法の規定に基づく医療扶助のための医療, 出産扶助のための助産
- ③ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療支援給付のための医療等
- ④ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律, 麻薬及び向精神薬取締法, 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の規定に基づく医療
- ⑤ 障害者自立支援法の規定に基づく自立支援医療, 療養介護医療, 児童福祉法の規定に基づく障害児施設医療

(注2)(注3) 介護保険収入・生活保護法に規定する介護扶助に係る収入については、一部のサービスに係るもののみが「社会保険診療分の収入金額(A)」となります(地方税法第72条の23第2項第2号・第4号)。詳しくは8ページの「4 収入金額の区分について(一覧表・介護保険分)」を御覧ください。

- (注4) 保険外併用療養費，入院時食事療養費，訪問看護療養費，家族訪問看護療養費も同様の扱いです。
- (注5) 所得税額・利子割額を控除する前の金額を記載してください。また，法人税法第23条（受取配当等の益金不算入）の規定により益金に算入されない部分の金額を控除した額を記載してください。
- (注6)(注7) 業務の対価として支払われる委託料，協力金，手当などはその他の収入に含まれ，国・地方公共団体及びこれらに準ずる公的機関から収入した医療事業に対する補助金等(雇用に対する助成金，施設・設備整備に対する助成金，借入に対する助成金など)はいずれの収入にも含みません。
- (注8) 「支払相当額と相殺されたもの」とは，損害保険又は生命保険の保険金のうち事故当事者等又は当該親族等へ支払った額（損害賠償金，死亡退職金，弔慰金等）をいい，「圧縮損等により収益反映しないもの」とは，法人税法等の規定により損金算入が認められる収入金額をいいます。損害保険金及び物的な損害の賠償額のうち補修費用等実費相当額を超える部分の金額，休業補償・所得補償等の保険金は，その他の収入に含まれます。
- (注9) 課税事業者の場合です。（なお，該当する場合は消費税申告書の写しを添付してください。）
ただし，税抜経理方式で，仮受消費税から仮払消費税を差し引いた額より簡易課税制度を適用した場合の消費税の額が少ない場合には，その差額は益金に算入されますが，この場合の益金に算入した額は，その他の収入に含めます。
- (注10) 表に記載されていない収入科目の収入金額についても，この表に準じて計上してください。

4 収入金額の区分について（一覧表・介護保険分）

介護保険法第40条第1号・第9号、第52条第1号に規定するサービスのうちの一部のサービスのみが「社会保険診療分の収入金額」となります。

主要な介護サービスの区分・種類		サービスの内容	社会保険診療分の収入金額 (A)	その他の分の収入金額 (B)
居宅	訪問サービス	訪問介護 介護予防訪問介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが居宅を訪問し、日常生活の介助や家事の援助などを行う。	○
		訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	巡回入浴車等で居宅を訪問し、入浴サービスを行う。	○
		訪問看護 介護予防訪問介護	病状が安定した後、医師の指示に基づいて看護師や保健師が居宅を訪問して療養の世話や診療の補助を行う。	○
		訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	病状が安定した後、医師の指示に基づいて理学療法士や作業療法士などが居宅を訪問して指導を行う。	○
		居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士が居宅を訪問して療養上の管理・指導を行う。	○
サ ー ビ ス	通所サービス	通所介護 介護予防通所介護 (デイサービス)	デイサービスセンター等において、日常生活訓練、健康チェック、食事や入浴等のサービス(日帰り)を行う。	○
		通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設、病院、診療所等において、食事、入浴、機能訓練等のサービス(日帰り)を行う。	○ 注
	短期入所サービス (ショートステイ)	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	介護福祉施設(特別養護老人ホーム)等に短期間入所させ、日常生活の介護や機能訓練を行う。	○
		短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 (介護老人保健施設) (介護療養型医療施設等)	介護保険施設(老人保健施設)、介護療養施設(療養型病床群)等に短期間入所させ、医学的管理の下に日常生活の介護や看護、機能訓練を行う。	○ 注
そ の 他	特定施設入所者生活介護 介護予防特定施設入所者生活介護	有料老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス等の入所者に対する介護や機能訓練を行う。	○	
	福祉用具の貸与	特殊ベッド、車椅子、リフト、歩行支援具、徘徊感知機器等のレンタルを行う。	○	
	福祉用具購入費の支給	レンタルになじまない用具の購入に要する経費の補助を行う。	○	
	住宅改修費の支給	手摺り取付け等、小規模な住宅改修に要する経費の補助を行う。	○	
地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の高齢者を共同生活させながら、日常生活の介護や機能訓練を行う。	○	
施設サービス	介護福祉施設サービス (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要な人を入所させ、介護、機能訓練、健康管理等を行う。	○	
	介護保健施設サービス (老人保健施設)	病状が安定している人を入所させ、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等を行う。	○ 注	
	介護療養施設サービス (療養病床群)	急性期の治療を終え長期間の療養が必要な人を入所させ、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等を行う。	○ 注	

(注) 全額利用者負担である居住費・食費(食材料費・調理費)・滞在費は「その他の分の収入金額」に含みます。また、利用者の負担軽減のために介護保険から支給される「特定入所者介護サービス費」・「特定入所者支援サービス費」も「その他の分の収入金額」に含みます。